

当事者が死亡した場合の訴訟手続等

1. 刑事法

○ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）（抄）

第四百九十五条 没収又は租税その他の公課若しくは専売に関する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

刑の言渡しの効力は当該被告人に対してのみ及ぶのが原則であり、また刑罰は一身専属的義務に属するから、刑の執行はその言渡しを受けた者に対してだけすることができるのが原則である。したがって、刑の言渡しを受けた者が死亡したときは、財産刑等であっても執行することはできない。刑事訴訟法第 491 条は、この原則に対し例外を認め、特定の財産刑等について相続財産に対し執行しうるものとする。没収は附加刑であり、それには保安処分的性格の強いものと刑罰的性格の強いものとがあるが、没収は特定の物自体につき行われるものであるから、第三者の所有物にも及び、また没収物は裁判の確定と同時に国庫に帰属するとするのが判例であるから、同条は押収していない目的物を没収した場合に相続財産に執行しうるものとするのであり、また租税等に関する法令の規定により科せられる罰金刑または追徴は、課税等の公平を期し、不正に得た利益を剥奪し、國又は地方公共団体の財産の確保を目的とし、専売に関する法令の規定により科せられる罰金刑または追徴は、専売制度を維持し、国庫収入を確保し、不正に得た利益を剥奪することを目的とするものであることから、これらの財産刑等について相続財産に執行しうるとするのが合理的なものとするのである。しかし、相続財産に対して執行できるのは上記の財産刑等に限られ、訴訟費用の裁判の執行については、納税義務者の死亡により執行不能に帰するものとされている。¹

2. 民事法

○ 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）（抄）

（訴訟手続の中止及び受継）

第百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

- 一 当当事者の死亡 相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者
- 二～六 （略）
- 2～5 （略）

当事者が死亡した場合、当事者としての地位を継承した者がその訴訟を受継するまで、訴訟手続は中断する。しかし、当事者としての地位を継承する者が存在しない場合は、もはや二当事者対立構造が維持できないので訴訟は終了し、中断の問題は生じない。判例は、訴訟物たる権利関係が一身専属的であるためにそれを継承するものが存在しない場合には、その訴訟は当然に終了すると解している（最大判昭

¹ 高田卓爾・鈴木茂嗣編 「新・判例コンメンタール 刑事訴訟法 5」（三省堂）473 ページより引用

42・5・24 民集21巻5号1043頁)。(中略)

当事者が死亡した場合、その訴訟の訴訟物となっている権利義務関係を実体法により相続した者がその訴訟を受け継がなければならない。ただし、相続人が相続財産の管理権を有しない場合(遺言執行者〔民1012〕がある場合など)は、相続人は受継することができない。(中略)

被相続人がその財産を包括遺贈した場合、受遺者が遺贈を放棄(民986)しないときは、受遺者は相続人と同一の権利義務を有する(民990)から、包括受遺者が訴訟を受継する。(中略)訴訟物となっている権利が特定遺贈の目的になっている場合で、遺言執行者がいるときは、遺贈の効果は物権的(遺贈者死亡と同時に直接に権利移転の効果が生じる)であると解されているので、受遺者が遺言執行者を介することなく直接的に訴訟を受継する。(以下略)²

○ 民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

第四十一条 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することができる。

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。

3 (略)

債務者が死亡し、その相続人に対し強制執行をするには、相続人に対し承継執行文を得て強制執行をしなければならないのが原則ですが(民事執行法第27条第2項)、強制執行の開始後に債務者が死亡したときには、債権者側の利便を考えて、そのような手続を経るまでもなく手続を続行することができるものとされています(同法第41条第1項)。³

【参考条文】

① 民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)

第二十七条 (略)

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をできることが裁判所書記官若しくは公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3～5 (略)

² 小室直人・賀集唱・松本博之・加藤新太郎編 「別冊法学セミナー 基本法コンメンタール 新民事訴訟法1(第二版)」(日本評論社) 263～264ページ

³ 法務省民事局第五課長 田中泰久著 「新民事執行法の解説(増補改訂版)」(社団法人金融財政事情研究会) 110ページより引用

② 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

（相続の一般的効力）

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したもののは、この限りでない。

（相続財産法人の成立）

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の管理人の選任）

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

（相続人の捜索の公告）

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

（権利を主張する者がいる場合）

第九百五十八条の二 前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がいるときは、相続人並びに相続財産の管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

（残余財産の国庫への帰属）

第九百五十九条 前条の規定により処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

（包括受遺者の権利義務）

第九百六十条 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。